

## 意見聴き取り調査票

(福島県建設専門工事業団体協議会)

### 1 県の新たな入札制度について

県では、4月から条件付一般競争入札を柱とする新たな入札制度を導入しましたが、このことについてどのようにお考えですか。

福島県の新たな入札制度は大変良いと思います。  
但し、災害復旧工事については、指名競争入札が必要と思われます。

### 2 現在の落札率の状況について

- (1) 平成19年4月から6月までの平均落札率(対象工事: 予定価格250万円超)は約86%でしたが、このことについてどのようにお考えですか。

平均落札率の86%は大いに不満であります。  
それは、県の積算単価が、厳しい上に更に-14%では、元請も下請も採算が合わないし、これでは、建設産業が崩壊してしまいます。

- (2) おおむね全国的に落札率が低下傾向にあります。その原因についてどのようにお考えですか。

建設業界はバブル崩壊後、公共事業、民間工事の減少で受注競争が激化し、採算より、まず受注に走った事から、このような現象となっている。他方、特に福島県においては、工事量の大幅減少により、その傾向が顕著となり、更に県の公共事業談合問題による、入札制度の変更は、安い札を入れないと受注できない心配から、今日のような状態となっている。

- (3) 落札率が低下すれば、どのような問題が生じるおそれがあるとお考えですか。

この様な低落札はいずれ解消されるでしょう。既に、大手ゼネコンには、不採算には、応札しない業者が出ている。県内の建設業も、受注はしたが赤字だった、は止めることになるでしょう。赤字発生により金融機関の対応の変化は、工事受注より問題だからです。どのような業種であれ、利益の出ない商売は止めることになるからです。

- (4) (3)でお書きになった問題を発生させないために、発注者（県）はどのような対策を執るべきだとお考えですか。

この様な状況が続けば、県内建設業は壊滅するでしょう。そうならないため、一時的に、公共事業を増加させ、無理な受注をしない様、配慮対応が必要でないでしょうか。同時に現在の設計単価を見直すことが必要と思われる。

### 3 条件付一般入札における条件設定について

- (1) 設定する条件は、原則として格付要件及び地域要件のみとしておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

- (2) 地域要件は、入札参加資格者が原則としておおむね50者程度確保できるよう設定するとともに、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則としておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

- (3) その他条件設定に関し、御意見があればお書きください。

#### 4 予定価格について

- (1) 県では、予定価格を事前公表していますが、このことについてどのようにお考えですか。

他の方法（事後公表、非公表等）がよいとお考えの場合、それはなぜですか。

予定価格の事前公表はいたずらに、低価格競争を助長させている。本来工事を受注しようとなる時は、工事の内容と、価格を検討積算することから始まるのが、予定価格から何パーセント引くかで、入札するのでは、建設業ではない。

従って、予定価格は事後公表にすべきである。

- (2) 県の予定価格の設定は適正だと思いますか。

適正ではないとお考えの場合、それはなぜですか。

全く適正でない。

県の予定価格、すなわち積算単価、積算金額が低く設定されており、それが予定価格ではどうにもならない。我々「建専協」が示したように、労務賃や、材料価格が安すぎる。

- (3) その他予定価格に関し、御意見があればお書きください。

## 5 最低制限価格制度について

- (1) 県では、最低制限価格及び設定方法を非公表としてしていますが、このことについてどのようにお考えですか。

他の方法（事前公表、事後公表等）がよいとお考えの場合、それはなぜですか。

最低制限価格制度は必要です。低落札には、手抜き工事、工事品質、現場管理、安全管理に問題が起こり得る。従って、現在の最低制限をもっと引き上げるべきと思う。

又、最低制限率事前公表（価格公表では問題があるので、率を事前公表すべきと思われる）すなわち、予定価格事後公表と最低制限価格率事前公表制

- (2) 県では、品質確保や下請保護の観点から、過度な安値受注等を防止するため、最低制限価格制度を原則としていますが、このことについてどのようにお考えですか。

最低制限価格制度を原則とすべきではないとお考えの場合、それはなぜですか。

- (3) その他最低制限価格制度に関し、御意見があればお書きください。

## 6 総合評価方式について

- (1) 県では、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた者と契約する総合評価方式を現在試行しておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

## 7 施工体制台帳事前提出方式について

県では、不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書を提出させ、履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を平成19年度中に一部導入することとしていますが、このことについてどのようにお考えですか。

## 8 入札ボンド制度について

県では、不良不適格業者の参入を阻止する等のため、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書（入札ボンド）の提出を求める入札ボンド制度について検討しておりますが、このことについてどのようにお考えですか。



## 9 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。